

消防の動き



- 住宅用火災警報器の普及状況の推計結果（平成22年6月時点）
- 平成21年救急・救助の概要（速報）
- 平成22年梅雨期（6月11日から7月19日）における大雨の概要



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



秋の全国火災予防運動
11月9日～11月15日



仲里依紗

「消したかな」 あなたを守る 合言葉

備えよう!
住宅用
火災警報器



後援: 総務省消防庁 全国消防長会

制作: 財団法人日本防火・危機管理促進協会
URL: <http://www.boukakiki.or.jp>

宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。

「平成22年秋の全国火災予防運動」広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

市民が求める安全と安心を 保つために



北九州市消防局長 小見 彰

九州の最北部、本州との接点に位置する北九州市は、工業都市としてのこれまでの先端的なもののづくりや公害克服の経験を活かし、世界に誇る環境や産業の技術集積、空港や港湾など国際時代にふさわしい都市基盤を有する一方、長く美しい海岸線や郊外の緑豊かな山々など、自然環境に恵まれた都市でもあります。

これまで、このまちに住む「市民の生命、身体及び財産を災害などから守る」という使命のもと、本市消防局では時代に沿った組織運営をするための長期構想を策定し、市民の安全・安心を確保するための様々な施策を展開してきました。しかし、消防行政を取り巻く環境が予想を上回る速さで厳しく変化し、従前の計画では十分な対応が難しくなってきたことから、平成21年4月に、10年先の消防行政が直面すると予想される環境を踏まえた事業推進の指針である「北九州市新消防プラン21」を策定しました。

平成22年度は、北九州市新消防プラン21に基づき、①市民の安全・安心を確保する「危機管理体制」の強化、②時代に対応できる消防力の強化、③地域の自主防災力の強化、④高齢者等災害弱者の安全・安心対策の推進の4つを柱とし、事業を推進しているところです。

本市は、他の政令市より早いスピードで高齢化が進んでいます。消防として、高齢者が抱える様々な問題を解消するための取組も強化していかなければなりません。高齢者の皆様が安心して住み慣れた地域で生活を送ってもらうため、消防団員による「いきいき安心訪問」の充実、緊急通報システムの設置等を行っていますが、それに満足せず、24時間対応が可能な消防組織の特徴と力を活かして、災害弱者対策などの新たな市民サービスの提供についても検討していく必要があると考えています。

また、平成21年と平成22年の2年連続で、本市は局地的な豪雨災害に見舞われ、多大な被害を被りましたが、このような災害時等における初動体制の充実強化、災害を想定した訓練体制の確立など、更なる危機管理体制の充実を図るため、平成21年4月の組織改正から消防局危機管理室を新設しています。これにより、自然災害、大規模な事故等だけでなく、武力攻撃やテロ等、市民の暮らしを脅かすあらゆる危機に対し、消防が総合調整部門となって取り組んでいます。

安全で安心な生活は、市民の永遠の願いです。

しかし、全国各地で発生する地震や、これまでの常識では考えられない局地的な豪雨災害など、様々な自然災害の発生が相次いでいます。このような状況下において、市民が求める安全と安心を保つためには、消防はもちろん、行政や関係機関が一体となり、市民、地域、そして企業と手を取り合い、危機感を持って消防・防災行政を推進し続ける必要があります。

このような思いを市民や職員一人ひとりが共有し、共に行動することで築き上げていく「安全と安心なまち」は、市民や訪れた人に「住んでみたい、住み続けたい」という気持ちをもたらす、ひいては、未来を担う子どもたちにも夢と希望を与えることができるものと確信しています。



住宅用火災警報器の普及状況の推計結果 (平成22年6月時点)

予防課

1 推計結果の概要

消防庁では、消防法の改正により設置義務化された住宅用火災警報器の普及率について、平成22年6月時点での推計を実施しました。その結果、平成22年6月時点の全国の普及率は58.4%となり、前回の推計時点である平成21年12月時点の52.0%より6.4ポイント進捗していることが分かりました。また、東日本の普及率は61.7%である一方、西日本の推計普及率は53.3%となっており、地域差があることが分かりました。

<推計普及率(全国)>

	総世帯数 A	うち推計 普及世帯数 B	推計普及率 B/A
義務化済み	2,479万世帯	1,696万世帯	68.4%
H23.6 義務化	2,427万世帯	1,170万世帯	48.2%
全国	4,906万世帯	2,865万世帯	58.4%

- 注1) 平成22年6月時点で条例により既存住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化されている地域を「義務化済み」に、今後義務化される地域を「H23.6 義務化」に区分している。
- 注2) 一定規模以上の共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されていることにより住宅用火災警報器の設置が免除される場合も「推計普及世帯数」に含む。
- 注3) 総世帯数は平成17年国勢調査の結果による。
- 注4) 四捨五入により各値の計算値が表中の値に一致しない場合がある。

<推計普及率(ブロック別)>

ブロック	地域数	推計普及率
北海道	67地域	62.5%
東北	99地域	54.4%
関東	205地域	62.2%
東海	74地域	66.0%
東近畿	91地域	60.9%
近畿	64地域	55.1%
中国	52地域	44.8%
四国	54地域	38.9%
九州	136地域	55.3%
計	842地域	58.4%

東日本 ↑
↓ 西日本

<前回推計結果(H21.12時点)>

	総世帯数 A	うち推計 普及世帯数 B	推計普及率 B/A
H19~21 義務化	1,906万世帯	1,159万世帯	60.8%
H22以降 義務化	3,001万世帯	1,394万世帯	46.5%
全国	4,906万世帯	2,553万世帯	52.0%

東日本：61.7%
西日本：53.3%

- ※「ブロック」は全国消防長会の支部を単位としている。
- ※東海(愛知、岐阜、三重)と東近畿(富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良、和歌山)を境目として、東日本と西日本に区分。

2 普及率が特に高い地域での取組

普及率が特に高い地域の消防本部にヒアリングを行ったところ、各消防本部と地域の関係団体が連携した精力的な取組が成果を上げていることが分かりました。

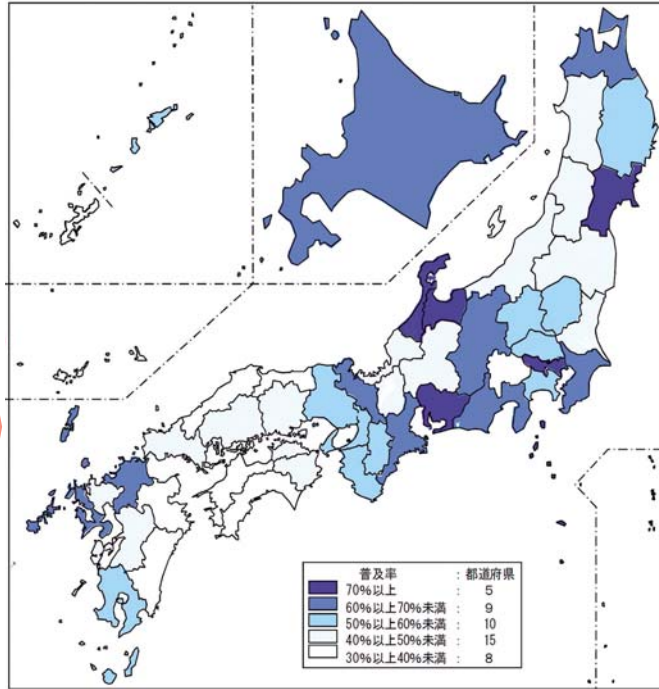


(西日本)

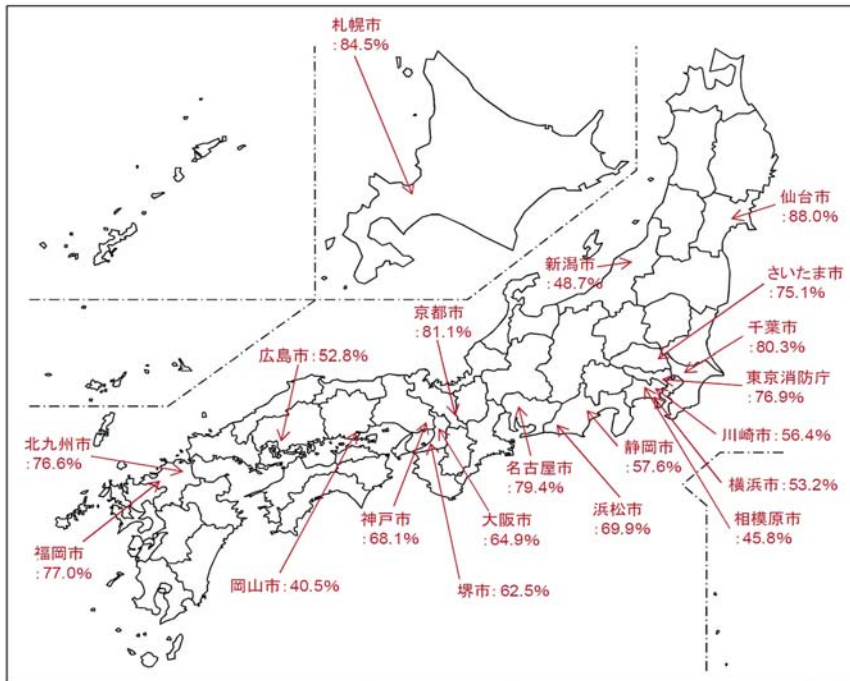
都道府県名	推計普及率	前回推計との差
富山県	70.6%	+9.3pt
石川県	77.6%	+4.8pt
福井県	47.9%	+5.6pt
滋賀県	48.2%	+2.1pt
京都府	68.3%	+6.8pt
大阪府	53.6%	+4.0pt
兵庫県	57.5%	+3.8pt
奈良県	50.5%	+2.1pt
和歌山県	51.1%	+11.4pt
鳥取県	39.4%	+11.7pt
島根県	35.8%	+8.2pt
岡山県	43.7%	+6.2pt
広島県	49.6%	+0.6pt
山口県	43.1%	+5.9pt
徳島県	40.1%	+12.6pt
香川県	42.7%	+19.6pt
愛媛県	38.6%	+2.4pt
高知県	34.1%	+0.4pt
福岡県	69.9%	+4.7pt
佐賀県	44.6%	+11.5pt
長崎県	69.4%	+6.7pt
熊本県	46.3%	+7.1pt
大分県	35.1%	+3.7pt
宮崎県	39.6%	+5.7pt
鹿児島県	53.7%	+4.3pt
沖縄県	34.6%	+6.7pt

(東日本)

都道府県名	推計普及率	前回推計との差
北海道	62.5%	+4.0pt
青森県	69.1%	+1.9pt
岩手県	50.0%	+8.9pt
宮城県	78.7%	+3.9pt
秋田県	40.6%	+7.8pt
山形県	40.0%	+2.3pt
福島県	46.2%	+10.7pt
茨城県	45.0%	+5.7pt
栃木県	58.3%	+9.0pt
群馬県	57.3%	+8.9pt
埼玉県	59.3%	+7.2pt
千葉県	60.7%	+5.0pt
東京都	76.9%	+11.1pt
神奈川県	50.9%	+8.2pt
新潟県	42.9%	+13.3pt
山梨県	34.4%	+6.4pt
長野県	61.1%	+5.0pt
岐阜県	43.5%	+8.4pt
静岡県	63.3%	+3.0pt
愛知県	72.9%	+4.5pt
三重県	61.9%	+1.2pt



<推計普及率(都道府県別)>



<推計普及率(政令指定都市等別)>

普及率が高い地域の取組

普及率が特に高い地域(70%以上: 9市)では、以下のような取組が効果を上げている。^{*}

- 市内の全89万世帯を対象とした広報資料の配布【札幌市】
- 婦人防火クラブ(クラブ員数: 11万人)を中心とした共同購入【仙台市】
- 共同住宅のオーナーをターゲットとした普及活動【千葉市】
- 全署・全職員を挙げた総合的な取組【東京消防庁】
- モデル地区の指定による集中的な普及活動【さいたま市】
- 管内の火災統計による効果分析を用いた広報活動【名古屋市】
- 小学校区単位での組織的な共同購入【京都市】
- 地元テレビ局と連携した住警器の奏功事例の放送【北九州市】
- 奏功事例情報を局内で共有化し、普及活動に活用【福岡市】

^{*}各市の消防本部の担当者に対し、電話等で聴取。

3 その他

消防庁では、この結果を各都道府県消防防災主管部長等に通知するとともに、今後、更なる普及促進に係る取組等の推進を呼び掛けていくこととしています。



平成21年救急・救助の概要（速報）

救急企画室・応急対策室・参事官

1 救急業務の実施状況

救急出動件数、搬送人員ともに増加

平成21年中の総救急出動件数は、前年に比べて2万5,097件（0.5%）増加し、512万2,191件でした。

また、搬送人員については、前年に比べて4,324人（0.1%）増加の468万2,960人となりました（図1参照）。

昨年発生した新型インフルエンザ感染疑い患者に係る救急出動件数は1万6,728件、救急搬送人員は1万7,352人となっており、この影響を除くと、前年と比べて救急出動件数は微増、救急搬送人員は減少となります。

救急自動車による搬送人員を事故種別ごとにみますと、交通事故による搬送人員は1万5,052人減少し、急病による搬送人員は2万6,751人増加しています（表1参照）。

救急自動車による出動は、約6.2秒（前年6.2秒）に1回の割合であり、国民の約27人（前年27人）に1人が搬送されたこととなります。

現場到着までの時間は全国平均で7.9分（前年7.7分）であり、病院収容までの時間は全国平均で36.1分（前年35.0分）となっています（図2）。

搬送人員の50.8%が入院加療を必要としない傷病者

平成21年中の救急自動車による搬送人員468万2,960人のうち、死亡・重症・中等症の割合は全体の49.2%、入院加療を必要としない軽症傷病者（50.7%）及びその他（0.1%）の割合は合計で

図1 救急出動件数及び救急搬送人員の推移

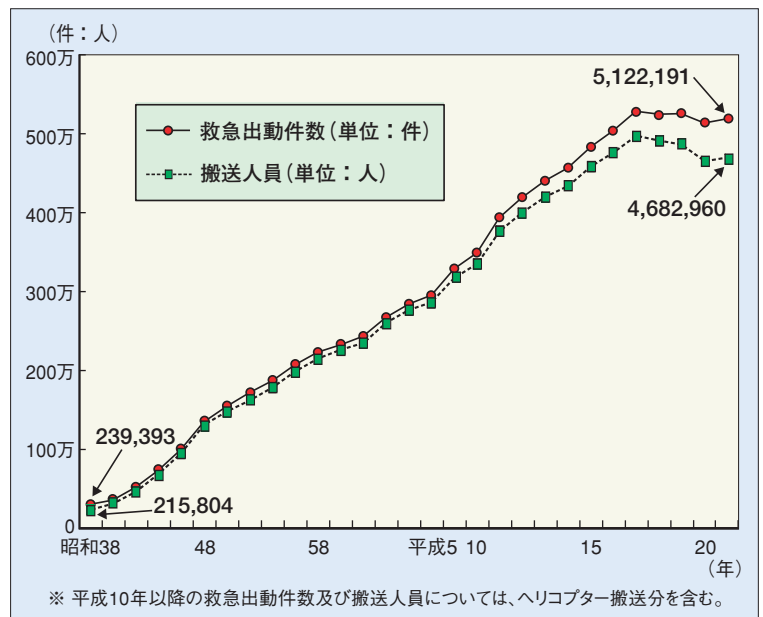


表1 救急自動車による事故種別搬送人員の推移 (人)

	急病	交通事故	一般負傷	その他	合計
昭和40年	130,997	99,866	34,686	51,596	317,145
昭和50年	742,368	347,326	200,338	186,053	1,476,085
昭和60年	1,061,054	605,139	265,335	324,471	2,255,999
平成10年	1,928,256	704,163	423,780	489,776	3,545,975
平成11年	2,067,196	725,947	447,680	519,173	3,759,996
平成12年	2,190,545	761,714	485,208	560,475	3,997,942
平成13年	2,315,317	765,733	525,360	584,487	4,190,897
平成14年	2,439,116	742,732	542,681	605,406	4,329,935
平成15年	2,633,808	726,452	578,651	636,414	4,575,325
平成16年	2,753,170	724,832	609,705	655,762	4,743,469
平成17年	2,943,831	701,912	642,876	667,357	4,955,976
平成18年	2,930,550	656,222	643,228	662,593	4,892,593
平成19年	2,967,725	627,702	653,730	653,596	4,902,753
平成20年	2,834,839	570,335	643,691	629,771	4,678,636
平成21年	2,861,590	555,283	647,187	618,900	4,682,960



50.8%と年々減少していますが、依然として過半を占めています（図3）。

バイスタンダーによる 応急手当件数の割合は過去最高

消防機関の実施する応急手当普及講習の修了者数は、平成21年中は156万6,188人となり、国民の82人に1人が受講したこととなります（前年は79人に1人）。

バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）により応急手当（胸骨圧迫（心臓マッサージ）・人工呼吸・AED（自動体外式除細動器）による除細動）が実施された傷病者数は、全国の救急隊が搬送した心肺機能停止傷病者数の42.8%（前年は40.7%）にあたる4万8,854人に及んでいます。

一般市民によりAEDによる除細動が 実施された件数が過去最高

AED（自動体外式除細動器）が公共施設や事業所等さまざまな個所に配備されてきていることから、一般市民による除細動の実施件数は、着実に増加しています（図4）。

図2 現場到着時間及び病院収容時間の推移

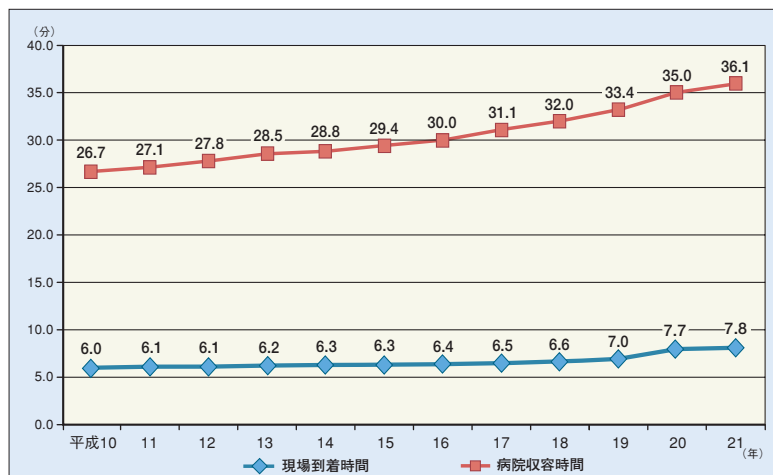


図3 救急自動車による傷病程度別搬送人員構成比の推移

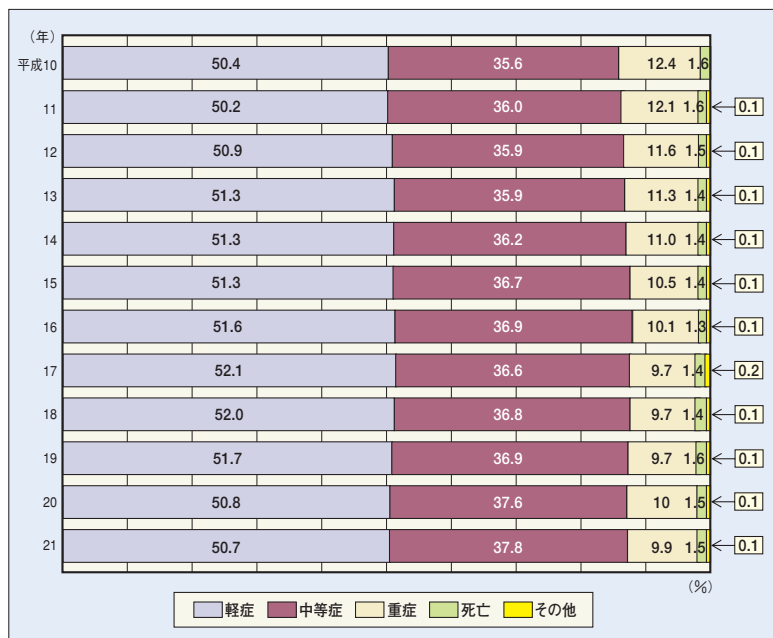


図4 一般市民により除細動が実施された件数の推移

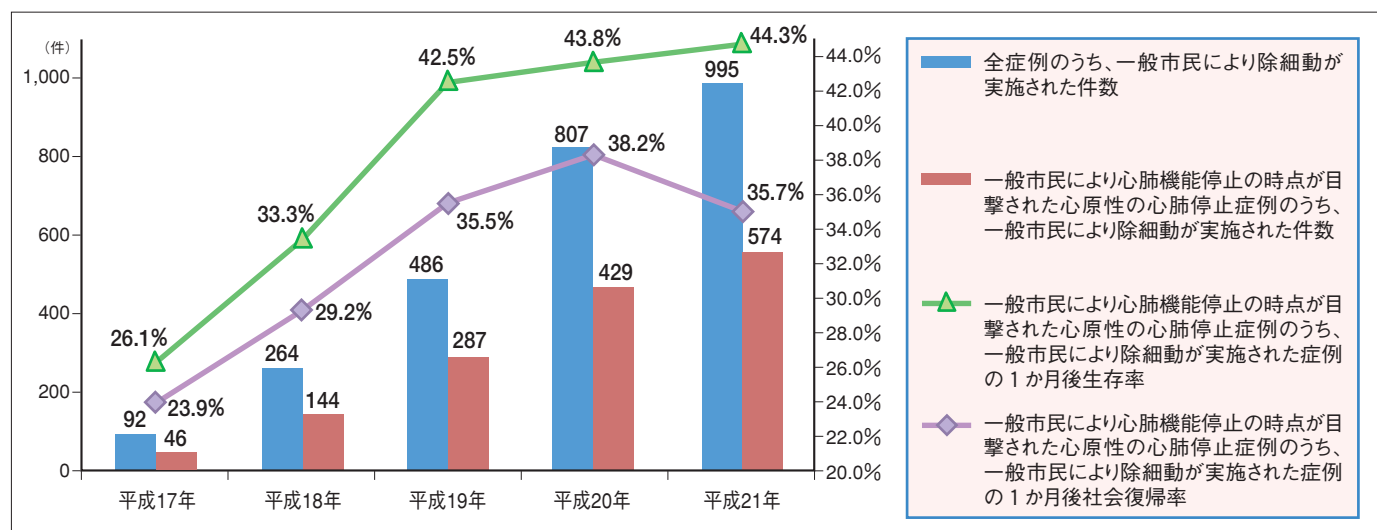




表 2 事故種別救助活動状況

(平成21年中)

区分	火災	交通事故	水難事故	自然災害	事故 機械による	建物等による 事故	ガス及び酸 欠事故	破裂事故	その他	合計
救助出動	6,140 7.5%	28,555 35.0%	3,713 4.6%	513 0.6%	1,682 2.1%	22,205 27.2%	1,113 1.4%	15 0.0%	17,631 21.6%	81,567 100%
救助活動	6,140 11.6%	16,310 30.7%	2,509 4.7%	233 0.4%	962 1.8%	17,212 32.4%	736 1.4%	7 0.0%	9,005 17.0%	53,114 100%
救助人員	2,034 3.7%	22,360 40.7%	2,623 4.8%	833 1.5%	1,252 2.3%	16,374 29.8%	685 1.2%	7 0.0%	8,823 16.0%	54,991 100%

※%は構成比を示す。

2 救助業務の実施状況

交通事故による救助出動件数、建物等による事故の救助活動件数がそれぞれ第1位

平成21年中の救助出動件数（救助隊が出動した件数）は、全体で8万1,567件であり、交通事故によるものが2万8,555件（全体の35.0%）で昭和55年以降、第1位の出動原因となっています。

一方、救助活動件数（救助隊が実際に活動した件数）は、全体で5万3,114件であり、建物等による事故が1万7,212件（全体の32.4%）で、平成20年以降、第1位の活動種別となっています（表2参照）。

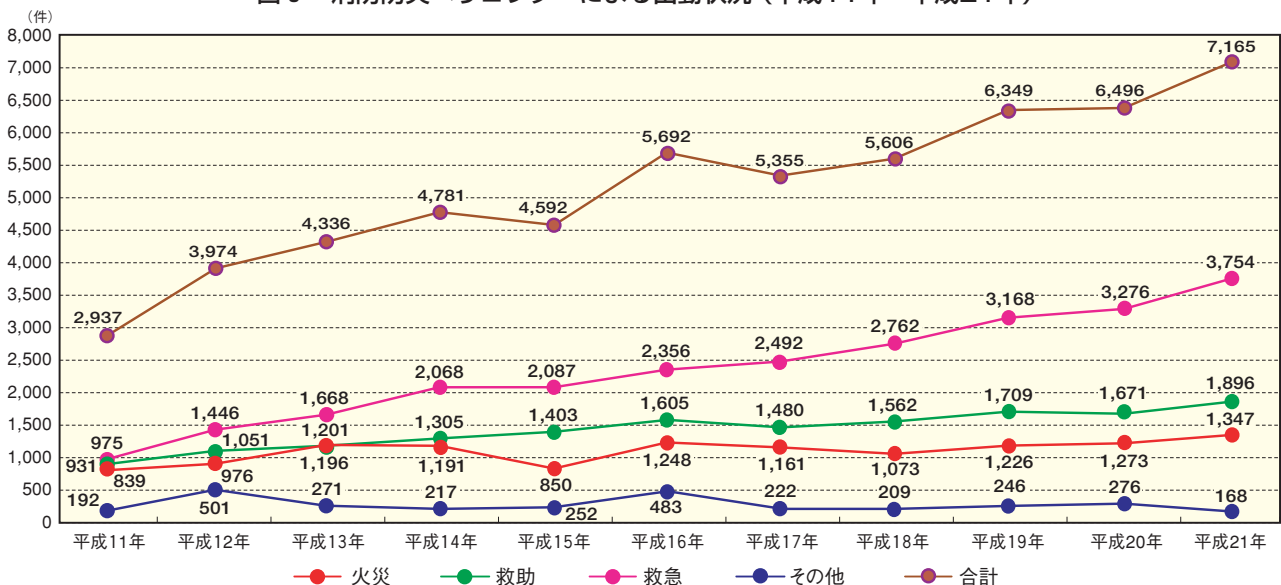
3 消防救急ヘリコプターの活動状況

消防防災ヘリコプターによる救急出動件数が過去最高を記録

消防防災ヘリコプターによる救急出動件数は年々増加し、平成21年中は過去最多の3,754件（前年比478件増）となりました。

平成21年中の消防防災ヘリコプターによる全出動件数は7,165件であり、そのうち救急による出動件数が占める割合は、52.4%と過去最高を記録しました（図5参照）。

図 5 消防防災ヘリコプターによる出動状況（平成11年～平成21年）



※「その他」とは、地震、風水害、大規模事故等における警戒、指揮支援、情報収集等の調査活動並びに資機材及び人員搬送等、火災、救助、救急出動以外の出動をいう。



平成22年梅雨期(6月11日から7月19日)における大雨の概要

応急対策室

1 はじめに

平成22年6月11日から7月19日にかけて、梅雨前線は九州から本州付近に停滞し、断続的に活動が活発となりました。九州から東北地方にかけての広い範囲で大雨となり、局地的に1時間に80mmを超える猛烈な雨が観測されました。九州南部ではこの間の総雨量が1,500mmから2,000mmに達し、平年の2倍を超える雨量となりました。

各地で水害や土砂災害が発生し、特に岐阜県や広島県では大きな被害がもたらされました。

総務省消防庁では、7月15日23時44分に消防庁災害対策室を設置し、さらに7月16日18時00分に消防庁災害対策本部に移行し対応しました。

2 被害の状況

梅雨期を通して、大雨による災害により、死者16名、行方不明者5名、負傷者21名、住家被害7,812棟などが発生しました。平成22年9月9日現在の主な被害の概要は、次のとおりです。

(平成22年9月9日現在)

人的被害		住家被害	
死者	16名	全壊	42棟
行方不明者	5名	半壊	74棟
重傷者	6名	一部破損	208棟
軽傷者	15名	床上浸水棟	1,786棟
		床下浸水棟	5,702棟



土砂崩れの状況(広島県庄原市)
(写真提供: 備北地区消防組合)

3 消防応援の活動状況

(1) 山口県における主な活動状況

平成22年7月15日に山口県内広域消防相互応援協定に基づき、宇部市消防本部、岩国地区消防組合消防本部及び光地区消防組合消防本部の計7隊24名が山陽小野田市に出動し救助活動を実施しました。

また、同日に広域航空消防応援実施要綱に基づき、消防庁長官の求めにより愛媛県防災ヘリコプターが山陽小野田市に出動し、情報収集活動及び救助活動を実施しました。

(2) 広島県における主な活動状況

平成22年7月17日、広島県内広域消防相互応援協定に基づき、広島市消防局、福山地区消防組合消防局、三原市消防本部、尾道市消防局、安芸高田市消防本部及び北広島町消防本部の計11隊46名が庄原市土砂崩れ現場に出動し、人命検索及び救助活動を実施しました。

4 被災地の視察等

大きな被害がもたらされた岐阜県、福岡県及び広島県の被災地への菅直人内閣総理大臣、原口一博総務大臣及び渡辺周総務副大臣の視察が行われました。

視察等の概要については、以下のとおりです。

(1) 総務大臣の視察

7月16日に福岡県北九州市の被災状況を上空等から視察したほか、北九州市長や関係職員への激励及び災害対応に尽力された門司消防団員の慰労を行いました。(消防庁からは塚田桂祐国民保護・防災部長が参加)

(2) 総務副大臣の視察

7月16日に広島県内の被災状況を上空等から視察したほか、世羅町の避難所において被災された住民をお見舞いするとともに、関係する県・町職員及び消防隊員への激励を行いました。(消防庁からは横田真二防災課長が参加)

(3) 総理大臣の視察

7月18日に、岐阜県可児市の被災状況を視察し、被災された方々へのお見舞いと関係者に対する激励を行いました。

(※役職は平成22年7月18日現在のものです。)



菅直人総理大臣の視察(岐阜県可児市)
(写真提供: 可児市防災安全課)

5 おわりに

消防庁では、消防の広域応援体制の強化や災害時要援護者対策の推進等の防災対策の充実を図り、国と地方的確な連携の下、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進していくこととしています。

最後に、被災地の方々にお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

「平成22年度子ども霞が関見学デー」の開催

総務課

「子ども霞が関見学デー」は、親子のふれあいを深め、広く社会を知る機会とするため、文部科学省を中心に26府省庁等がそれぞれの特色を生かし、様々なプログラムを設けて職場見学や業務説明などを行う取組で、今年は8月18日(水)、19日(木)に実施しました。

消防庁では、総務省と合同で中央合同庁舎第2号館1階アトリウム及び北側（警視庁側）駐車場に専用ブースを設け、子どもたちが様々な体験をとおして、楽しみながら「消防の仕事」を学べるよう趣向を凝らしました。

今年も、東京消防庁生活安全課及び麹町消防署、赤坂消防署などの協力をいただきなが

☆ チャレンジ・ザ・ファイヤーファイター

～君はどれだけ消防士に近づけるかな？～

- チャレンジ① 地震に負けるな！（地震の揺れを体験しよう）
- チャレンジ② 煙の中を突き進め！（煙ハウスに入ってみよう）
- チャレンジ③ 命をすくえ！応急手当（AEDを使ってみよう）
- チャレンジ④ 火事だ！火を消せ！（消火器を使ってみよう）
- チャレンジ⑤ 命綱をつくろう！（もやし結びを覚えよう）

☆ 消防写真館～消防服を着て写真をとろう～

☆ 消防車にさわってみよう

☆ むり絵、ペーパークラフトコーナー

☆ 住宅用火災警報器コーナー



『煙の中を突き進め！』にチャレンジする子どもたち



『命をすくえ！応急手当』にチャレンジする子どもたち



『火事だ！火を消せ！』にチャレンジする子どもたち

ら、昨年に引き続き、体験型ラリー「チャレンジ・ザ・ファイヤーファイター～君はどれだけ消防士に近づけるかな？～」を中心に、屋外ブースでは、消防服や防火衣、空気呼吸器などを着用して写真を撮るコーナー「消防写真館」、はしご付き消防自動車（18日）、救助工作車（19日）の展示コーナー「消防車にさわってみよう」を設けました。一方、屋内ブースでは、幼児や低学年の児童用に「消太」ぬり絵やペーパークラフトのコーナーを設けました。そして、今回は全国消防イメージキャラクター「消太」の着ぐるみも登場し、住宅用火災警報器の広報活動を行うと共に、来場者との記念撮影も併せて行い



「地震にまけるな！」にチャレンジする子どもたち



「命綱をつくろう！」にチャレンジする子どもたち



住宅用火災警報器の広報活動を行う「消太」と子どもたち

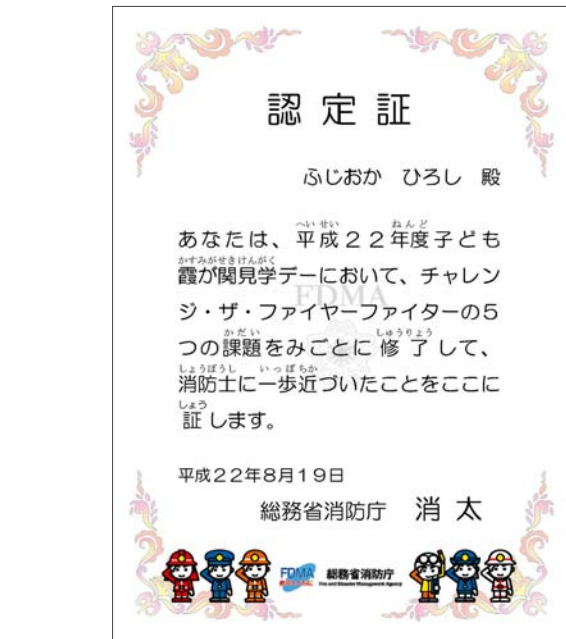


消防写真館で消防服を着て写真を撮る子どもたち

ました。

体験型ラリー「チャレンジ・ザ・ファイヤーファイター」は、単なる体験コーナーではなく、それぞれに課題を設定し、子どもが体験する前に係員がしっかりと指導し、5つのチャレンジをすべてをクリアしたら認定証と記念品を交付するという内容です。子どもたちは、どのコーナーでも熱心に担当の係員の説明を聞き、課題をクリアするために一生懸命チャレンジしていました。特に屋内ブースの「命をすくえ！応急手当」や「命綱をつくろう！」のコーナーでは、長蛇の列が出来るほどの盛況ぶりでしたが、係員による、心肺蘇生法やAEDの使用法、もやい結びなどのロープ結索の指導に熱心に耳を傾け、真剣なまなざしで取り組んでいました。

屋外のブースでは、起震車に搭乗して地震の揺れを体験したり、煙ハウスの中を進んで、煙の中での視界の悪さ、苦しさを体験したり、また、大きな声をだして水消火器を使うことで消火器の操作方法を体験するなど、普段触る機会がない資器材等に触れ、子どもたちは目を輝か



せていました。

この2日間で消防庁及び総務省を訪れた子どもたちの数は977人（保護者も合わせると1,660人）で、平成22年度子ども震が関見学デーは大盛況のうちに幕を閉じました。

サンリツオートメーション杯 第10回レスキューロボットコンテストにおける 消防庁長官賞の授与

消防技術政策室・消防研究センター

レスキューロボットコンテストの開催

平成22年8月7日(土)から8日(日)にかけて、神戸のサンボホールで第10回レスキューロボットコンテストが開催されました。先進的な科学技術の導入等により、要救助者の負担軽減と効率的な救助を実現したチームに対し消防庁長官賞を贈り、今後の消防防災活動を支えるレスキューロボットの研究開発・実用化の推進を図りました。



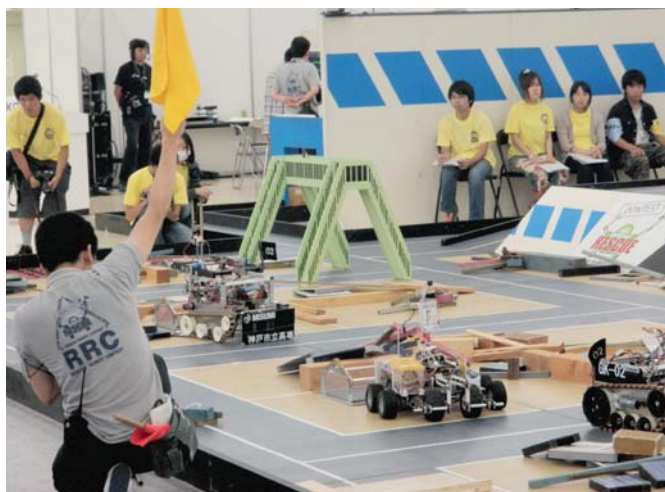
第10回レスキューロボットコンテストポスター

レスキューロボットコンテストとは

レスキューロボットコンテストは、平成7年の阪神・淡路大震災後に救命救助機器の技術的課題を検討する中で誕生しました。参加者が自作のロボットでコンテストの課題(ガレキに埋もれた要救助者の救助)に取り組むことで、レスキュー活動の重要性や難しさを考える機会を与え、また、広く一般にレスキューシステムやロボットの必要性を広報するとともに、将来的にレスキュー機器の開発に携わる青少年を育成することを目的としています。特に今回は記念すべき第10回を迎えるにあたり、例年以上に若い学生たちの熱気に包まれました。

消防庁長官賞受賞チーム

消防庁長官賞は、金沢工業大学 夢考房が制作した「M



白熱するコンテストの競技模様

S-R」が2年連続受賞し、コンテスト当日に木原正則消防庁消防研究センター所長から表彰状と盾が授与されました。

受賞理由は、ヘリテレ画像に依存しないなど実践的な現場を意識し、要救助者に対して“優しい”救助活動を行ったことなど、独創的かつ要救助者の立場に立った技術を用いていたこと等が高く評価されたものです。



金沢工業大学 夢考房 (消防庁長官賞受賞)

コンテスト当日の詳細については、レスキューロボットコンテスト公式ホームページ<http://rescue-robot-contest.org/index.html>を参照ください。

～第4回～

集合住宅の管理組合における 住警器の設置促進活動 (東京都江戸川区)

予防課

～イントロダクション～

- 住警器の普及において、特に集合住宅においては、管理組合や自治会といった組織が中心となり設置を進めることで、設置率向上に大きな効果上げているケースが見られます。
- 今回は、1,300戸以上が入居する大規模な集合住宅において、管理組合が主体となり設置を進めることで、設置率100%を達成した事例を紹介いたします。

(1) 地域・取組主体の概要

なぎさニュータウンは、7つの棟に1,324戸、約3,800人が居住する大規模な集合住宅である。

なぎさニュータウン管理組合は、昭和52年の第1次入居と同時に区分所有者によって設立され、建物・設備等の自主管理を行っている。自治会とともに設置した「なぎさ防災会」は都市部のマンションには珍しい自主防災組織として活躍しており、管理組合や葛西消防署等との関係機関と連携して防災計画を進めている。

(2) 共同購入の取組概要

消防法の改正に伴い平成18年から住警器の設置義務化が開始されたことを受け、直ちに全戸への設置推進の検討を開始した。管理費から予算を確保し、必要設置数の調査等を経て、平成20年に必要な住居への配布を行った。

配布にあたっては、11階以上等、既に自動火災報知設備等が設置済であった区画を除き、809戸を対象に実施。

取組主体	なぎさニュータウン管理組合
人数等	1,324戸、約3,800人が入居
消防署等	葛西消防署
職員数	183人
地域	江戸川区(特別区)
人口/世帯数	65万3,944人/28万1,705世帯
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ●広報・周知 (掲示物・配付物、説明会) ●必要数確認の工夫 ●共同購入 ●購入補助 (会費等からの支出) ●設置支援

(普及期)

平成18年6月 管理組合の理事会・委員会において予算化実施

工夫点

- ①地域における日頃からの防災意識啓発

(展開期)

平成20年3月 共同購入した住警器の配布・設置

工夫点

- ②共同購入による住警器の安価な購入
- ③丁寧な調査による必要個数確認
- ④希望者への設置支援
- ⑤配布時の説明会実施
- ⑥聴覚障がい者用に補助警報装置の斡旋

希望した入居者には設置の支援も行い、100%の設置(空室・長期不在の住居を除く)を実現した。



(3) 工夫点の紹介

工夫点①：地域における日頃からの防災意識啓発

●実施内容

なぎさニュータウンにおいては、日頃より、地域全体で防災意識啓発の活動を行っている。管理組合のほかにも、阪神・淡路大震災を機に自主的に組織された「なぎさ防災会」があり、有志で集まった約140名の住民により、災害時のシミュレーションを行う訓練、キタコン(帰宅困難者体験)ウォーク、お祭りを通じた啓発活動等、防災に関する積極的な意識啓発活動を行っている。

こうした高い防災意識を持って日頃より活動している背景もあることから、管理組合の理事会・委員会において住警器の予算化について検討を行った際も、スムーズに導入の意思決定を行うことができた。

●ポイント

住警器の設置においては、何らかの形で入居者が費用負担をしなければならないケースがほとんどであり、普及促進における障害のひとつとなっている。

入居者が出費し、住警器の購入・設置を行う行動に至るためには、入居者の高い防災意識が不可欠である。この事例においては、事前に拠出された管理費からの購入であるが、スムーズに意思決定が行えた背景には、日頃からの防災意識啓発の働きかけによるところが大きい。また、11階以上の居室においては既に自動火災報知設備等が設置されており、その点検・保守費用は管理費から支出されていることから、公平性の面からも管理費での購入となった。

また、この事例においては、導入の意思決定及び住民への広報が早かったため、自主的に購入した住民がなく、全体的にスムーズに設置が進められた。早く取組を開始するには、情報が少ない等の困難が伴う一方、この事例のように取組の舵取りが行いやすいというメリットがある。

工夫点②：共同購入による住警器の安価な購入

●実施内容

管理組合が主体となり、共同購入による住警器の安価な提供を実施した。住警器単体の価格だけでなく、設置費用も含めて低価格の業者の選定を行った。

●ポイント

購入価格については、他の事例と同様、取りまとめて

大量購入を行うことにより、一台あたりの購入価格を抑えている。

また、この事例では、設置支援の希望者を募った結果、73.4%の入居者が申込みを行った。そのため設置費用も含めた価格で業者選定を行ったことが功を奏し、全体的な購入費用の抑制に成功している。

工夫点③：丁寧な調査による必要個数確認

●実施内容

物件ごとの必要設置個数を把握するため、調査票による調査を実施した。各部屋の間取りは管理組合で入手可能な資料である程度把握できるものの、リフォーム等の間取りが変更になっているケースもあり、設置対象の居住者に、自宅に必要な個数を計算して頂いた。当初は返答のない入居者も存在したが、粘り強く何度も依頼を実施し、調査票の回収を行った。

●ポイント

共同購入において、各戸の必要設置個数の見積りは大きな課題のひとつといえるが、この事例においては、調査票に必要個数を記入して提出して頂く方法により、それぞれの住居における必要設置数の把握を行っている。調査票では、「3LDKの場合、4個」といったように、住警器の必要設置数を分かりやすく理解できるよう、工夫が施されている。

工夫点④：希望者への設置支援

●実施内容

設置を希望する入居者へ対しては、住警器の販売業者による、取付けの実施も行った。

●ポイント

住警器は、設置が必要な箇所が決められており、かつ、比較的高所につけなければならない等の背景から、共同購入・配布後に設置されず放置されてしまうといった懸念がある。そのため、この事例のように設置までをフォローすることは、重要な取組であるといえる。

工夫点⑤：配布時の説明会実施

●実施内容

各入居者へは、説明会に集まって頂いた場で、住警器の配布を行った。説明会には住警器のメーカーからも講師を派遣頂き、住警器の使用法や必要性、メリット等についての説明を実施した。



●ポイント

配布した住警器が実際に活用されるためには、使用方法等についても、しっかりと周知されることが重要である。この事例においては、配布時に説明会を実施し、入居者の知識・意識の底上げを図っており、非常に効果的な取組であると考えられる。

また、説明会の内容については、「管理組合ニュース」にも掲載され、各入居者に配布された。

工夫点⑥：聴覚障がい者用に補助警報装置の斡旋

●実施内容

住警器配布を進める中で、聴覚障がい者への対応が課題として浮かび上がった。そのため、追加の対策として、ストロボライトによる補助警報装置の斡旋も実施。3件の問い合わせがあり、そのうち1人が実際に設置を行った。

●ポイント

一般的な住警器は、音による警報がメインであり、聴覚に障がいがある方については発光による補助警報装置等の設置により、警報に気づく対応が必要となるケースがある。

特別な配線が必要な点や、一般的なものよりも高額である点など、普及については課題も多いが、こうした対応についても丁寧に進めることが、火災による被害低減には重要となる。

(5) 活動において作成された資料等

調査票のサンプル

「管理組合ニュース」のサンプル

(4) その他のポイント等

●積極的な広報・条例の確認

東京都の条例では、住宅の寝室や階段のほかにも、寝室以外の居室や台所への住警器設置が義務付けられている。この事例においては、平成18年の時点で一度予算が承認されたが、その際は東京都の条例ではなく「住宅の寝室や階段」の基準で見積もっていたため、次年度に再度予算の取り直しが必要となった。

条例改正後、早い段階での取組開始であったため情報が少なかったことが、このように活動の妨げになるケースがある。普及促進の際は、設置基準の積極的な広報や、条例の確認等が重要であるといえる。

今回は、補助金制度を活用し自治会等を通じて住警器の100%設置を達成した「補助金制度による自治体内100%設置（取組主体：檜原村安全・安心むらづくり協議会（東京都檜原村）」を紹介します。

なお、本ノウハウ集は消防庁ホームページ（住宅防火情報）でもご覧いただけますので、参考としてください。
〈リンク先〉 <http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>

平成22年度緊急消防援助隊 地域ブロック合同訓練の実施

応急対策室

1. はじめに

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（以下「ブロック訓練」という。）は、大規模災害活動時における緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を目的に、平成8年度から全国を6つのブロックに区分して毎年実施してきたところです。

平成16年4月の緊急消防援助隊の法制化以降は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において、「緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（地域ブロック合同訓練）を定期的実施するものとする。」と定め、全国の自治体及び消防機関の協力のもとブロック訓練を実施しています。

今年度のブロック訓練では、昨年度のブロック訓練の検証結果を踏まえ策定した「地域ブロック合同訓練実施上の推進事項」に基づき、地域の実情に応じた、より実践的な訓練を計画しています。

そこで、今月号では、各地域ブロックにおける訓練計画の特色を紹介します。

2. 各地域におけるブロック訓練計画の特色

(1) 北海道東北ブロック

① 実施日

平成22年11月8日(月)～9日(火)

② 訓練の特色

近年発生する災害の大規模化・多様化を踏まえ、緊急消防援助隊各部隊の連携体制を構築するため、すべての訓練種目において、複数道県の混成部隊による訓練を実施します。また、開催地の郡山市において化学工場が多く立地しているという地域性があることから、特殊(BC)災害救出救護訓練を重点的に実施します。さらに、より実践的な訓練を目指し、夜間訓練を実施するとともに、訓練想定の一部を明らかにしないブラインド型訓練を3種目で実施します。

(2) 関東ブロック

① 実施日

平成22年11月20日(土)～21日(日)

② 訓練の特色

実践的な訓練の推進を図るために、ブラインド型訓練を積極的に取り入れ実施するとともに、8か所の会場での分散並行型訓練を実施します。また、緊急消防援助隊の活動に即した部隊配備・部隊移動訓練を実施するとともに、発災から昼夜を通じた救出活動訓練等、長時間にわたる訓練を実施します。

(3) 中部ブロック

① 実施日

平成22年10月15日(金)～16日(土)

② 訓練の特色

地震や集中豪雨により、開催地の岐阜県をはじめ全国各地で発生している孤立集落からの救出訓練として、自衛隊の重機を活用して通行障害箇所の瓦礫及び土砂の排除を実施。その後、確保された進入路から緊急消防援助隊が進入し、住民の救助救出を図るとともに、ヘリコプターによる救出・搬送訓練を実施します。

(4) 近畿ブロック

① 実施日

平成22年10月30日(土)～31日(日)

② 訓練の特色

局地的な大雨が続くなか直下型地震が発生したとの想定のもと、防災ヘリコプター等約20機が参加し、航空機の機動力





平成22年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施予定

ブロック	開催地	開催予定日	訓練実施場所	参加都道府県	備考(※)
北海道東北	福島県 郡山市	11月8日(月) ～9日(火)	・郡山カルチャーパーク	北海道・青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県・新潟県	・消防庁ヘリコプター ・特別高度工作車 ・大型除染システム搭載車 ・海水利用型消防水利システム ・燃料補給車
関東	東京都 中央区	11月20日(土) ～21日(日)	・晴海ふ頭周辺他	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・神奈川県・ 山梨県・長野県・静岡県	・消防庁ヘリコプター ・特殊災害対応車 ・大型ブローアー車
中部	岐阜県 可児市	10月15日(金) ～16日(土)	(野営訓練) ・ふれあいパーク・緑の丘駐車場 (部隊運用訓練) ・二野工業団地	富山県・石川県・福井県・岐阜県・ 静岡県・愛知県・三重県	・大型ブローアー車 ・燃料補給車
近畿	三重県 津市	10月30日(土) ～31日(日)	(野営訓練) ・メッセウイング・みえ他 (部隊運用訓練) ・ニューファクトリーひさい工業団地	福井県・三重県・滋賀県・京都府・ 大阪府・兵庫県・奈良県・ 和歌山県・徳島県	・大型ブローアー車 ・特別高度工作車 ・大型除染システム搭載車
中国・四国	高知県 高知市	10月21日(木) ～22日(金)	(野営訓練) ・高知市東部総合運動場多目的広場 (部隊運用訓練) ・高知新港	鳥取県・島根県・広島県・岡山県・ 山口県・徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県	・特別高度工作車 ・大型除染システム搭載車
九州	鹿児島県 薩摩川内市	10月8日(金) ～9日(土)	・宮里公園他	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・鹿児島県・ 沖縄県	・消防庁ヘリコプター

※ 消防庁が緊急消防援助隊の活動のため整備し、消防本部が無償使用している消防庁ヘリコプター、特別高度工作車、大型ブローアー車、特殊災害対応車、大型除染システム搭載車、燃料補給車、海水利用型消防水利システムの訓練参加予定

を活用した訓練を実施するとともに、陸上においては警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等と連携してブライント型訓練を積極的に取り入れた広域医療搬送訓練等を実施します。また、野営訓練時には先遣隊訓練を踏まえた作戦会議を開催し翌日の活動を検討するなど、より実践的な訓練を実施します。

(5) 中国・四国ブロック

① 実施日

平成22年10月21日(木)～22日(金)

② 訓練の特色

合同訓練をより実践的なものとするため、実時間での部隊参集訓練や消防応援活動調整本部等の設置運営、進出拠点からの部隊配備と部隊移動の実働訓練を実施します。また、部隊運用訓練においては、ブライント型訓練

や高知桂浜沖の自衛隊輸送艦内に設置した広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)から、大型ヘリコプターによる域外搬送を行うなど、自衛隊やDMAT等と連携を図った訓練を実施します。

(6) 九州ブロック

① 実施日

平成22年10月8日(金)
～9日(土)

② 訓練の特色

薩摩川内市及びびさつま町の2か所を訓練会場として、それぞれの消防本部に指揮支援本部を設置するとともに、迅速出動要綱に基づき参集する先遣隊(4県隊)は、参集後直ちに土砂災害救出訓練、部隊移動訓練等を実施します。また、野営訓練と並行して夜間救出訓練を実施し、連携活動能力の向上を図ります。



平成21年度九州ブロック
空中消火訓練



平成21年度近畿ブロック倒壊家屋救出訓練

3. おわりに

国民の安心・安全な暮らしを守るため、ブロック訓練を通じて大規模災害時等の消防応援体制の充実強化を図ることができるよう、関係の皆様の一層のご協力をお願いします。また、このブロック訓練の実施結果につきましては、各ブロック実行委員会等の寄稿により12月号以降順次掲載していく予定です。



千葉県 船橋市消防局
消防局長 山崎 喜一

夢や希望の持てる 活力あるまちづくりを目指して!

船橋市は、千葉県の北西部に位置し、東京湾に面する臨海地域から下総台地にかけて広がり、市域面積は、85.64km²です。また、昨年9月に人口は60万人を超え、県内では県都千葉市に次ぐ人口を擁する全国で22番目の都市として発展を続けています。

船橋の地名の起源は諸説ありますが、日本武尊が東征の折、市内を流れる海老川に船を並べて橋を作ったことから由来すると言われていいます。江戸時代には、幕府直轄地となり「船橋宿」と呼ばれ、江戸と成田山



東京湾上空からみた船橋市街地

などを結ぶ宿場町として栄えていました。明治27年に総武鉄道が開通した後も商業を中心に栄え、昭和12年に近隣町村を合併して船橋市が誕生しました。

本市の特色は、鉄道網が非常に発達しているところであり、市内に9路線35駅があります。

市内の1日の乗降客数は約180万人、京葉工業地帯として隣接市とともに産業や物流が活発に営まれ、駅前的大型店舗や商店街に加え、日本最大級のショッピングセンター等の進出



市民ふれあい祭りパレードでは、本市消防局音楽隊と市民が合同演奏を披露

により全国屈指の商業地域であるとともに、内陸部には美しい緑が保全され、首都圏の台所を担う近郊農業や南に望む東京湾には貴重な干潟「三番瀬」が広

がり「江戸前」と呼ばれる海苔や魚貝類の水揚げなども盛んな、都市と自然が調和したまちです。

平成15年4月に「中核市」に移行し、夢や希望の持てる活力あるまちづくりを目指しています。

消防体制

本市消防局は現在、1局(5課)、3署、7分署、2出張所、1救急ステーションを配置し定数604名の体制で組織され、救急救助業務の高度化、緊急消防援助隊等の警防体制の整備、NBCR災害への対応能力の強化、総合消防情報システムの整備など消防力の充実強化を図るとともに、消防団にあっては1団、20分団、59ヶ班、定数720名の体制で地域防災の任にあたっており、本年から「消防団協力事業所表示制度」をスタートさせるなど、市民がより安全で安心して暮らせるまちづくりの一翼を担っています。

平成5年から全国に先駆けて運用を開始したドクターカー運用システムは、17年が経過しましたが、昨年の救急出場総件数2万7,087件のうち、ドクターカーの出場件数は1,842件でした。そしてCPR対象者229人に対する、一か月後の生存者は32人と14%の救命効果を挙げております。

また、今年度から心疾患や交通外傷患者等への治療対応が早期に判断できる超音波画像診断装置(エコー)を積載し、大切な市民の生命を守るため、更なる救急業務の高度化に取り組んでいきます。



警察機関及びJR東日本との合同による列車事故を想定した総合訓練を実施

さらに、新たな取り組みとして、若い職員を対象とした「消防局人材発掘・育成プロジェクト」を立ち上げました。若い職員に問題意識・問題解決能力を身につけさせ、独創的また、発展的なアイデアによる施策を展開し、併せて職場の活性化を図っていきます。

おわりに

本市消防局は、消防の広域化や消防救急無線のデジタル化・指令業務の共同化など取り組むべき懸念事項がありますが、多様化する市民の負託に応え、あらゆる災害に迅速かつ的確に対応すべく、人材育成と装備資機材の充実強化をバランスよく実施することにより総合的な消防力の向上を図り、災害に強いまちづくりの推進に今後も努めていきます。

常滑焼まつりで住宅用火災警報器設置のPR

常滑市消防本部／常滑市消防団

常滑市消防本部と常滑市消防団は8月22日、とこなめボートレース場で開催された常滑焼まつりにおいて住宅用火災警報器のPRと救急フェアを開催しました。当日は、女性消防団員と消防職員が扮する「住警器マン」と「ケムラー」による住宅用火災警報器の奏功事例の寸劇を行い、子どもから大人にかけて火災予防につながる住宅用火災警報器の設置を呼びかけました。今後も、消防職員・団員一丸となって住宅用火災警報器の早期普及を推進します。



住警器マンとケムラーによる住宅用火災警報器奏功事例の寸劇

消防技術の伝承・個別技能確認訓練を実施

中和広域消防組合消防本部

中和広域消防組合消防本部は8月16日から20日の5日間、勤続年数5年以下の職員38名を対象に個別技能確認訓練を実施しました。当本部では経験豊富な職員の大量退職期を迎え、新任職員が大量に採用され、円滑な世代交代と災害現場活動における知識と技術の伝承が課題となっており、災害現場活動の基礎となる活動技術から、「災害現場活動に直結するもの」、「使用頻度が高いもの」、「その技術を保持していなければ、隊員自らの安全を確保できないもの」を抽出し、個々の技能の到達レベルの確認を行いました。



経験豊富な職員の指導のもと冷静確実に進行する装備点検の様相

消防通信 望楼 ぼうろう

水難救助訓練及びドクターヘリの事業合同訓練を実施

三原市消防本部

三原市消防本部は9月10日、管内の医療機関がドクターヘリの事業の協力医療機関に追加されたことに伴い、医療機関、広島県防災航空隊と合同でドクターヘリの事業の適用を考慮した水難救助訓練を実施しました。訓練は、「小型船舶の爆発沈没。水面に要救助者1名、沈没した船内に1名取り残されている」との想定で、陸上・水上・空中からの救助救出技術の連携、現場に医師を移送することによる、素早い救急医療の開始、また重傷傷病者の救命率及び社会復帰率の向上を図ることを目的に有効な訓練ができました。



訓練では防災ヘリでの医師の移送も行われた

モバイル・テレメディン・システムの運用を開始

山鹿植木広域消防本部

山鹿植木広域消防本部は7月22日から、植木消防署の救急車1台に「モバイル・テレメディン・システム（移動体通信遠隔医療システム）」を導入し、国立病院機構熊本医療センターと連携して運用を開始しました。このシステムは、車内にネットワークカメラやマイクを装備し、音声に加え、患者の生体情報（心電図・血圧等）や画像を即時に伝えることができ、救急救命士と医師との意思疎通の充実、救急隊への的確な指示、適切な搬送、病院到着前診断による早期治療体制の確立などが可能となりました。



ネットワークカメラやマイクを装備した車内

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



警防科(第87期)

警防科第87期は、警防業務に関する高度な専門的知識及び技術を修得し、さらに教育指導者等としての資質の向上を目的として、6月8日から7月29日まで実施しました。

訓練では、消防力の整備指針に示された3人体制での指揮隊を前提に、指揮隊の活動要領を修得するための実科訓練及びシミュレーション訓練に重点を置きました。特に実科訓練では、前回の警防科卒業生6名を支援教官として招聘し、指揮隊の具体的な活動要領を学びました。さらに、東京消防庁の実働部隊の支援による大隊訓練等により、指揮隊の重要性と各隊員の活動要領などを修得しました。

座学では、消防法制や消防実務管理、教育指導者としての教育技法、火災現場指揮を始めとする各種災害種別による活動対策を学ぶ消防運用など、高度な知識を修得しました。

また、講義演習においては、卒業後各学生が消防学校

等において警防業務に関する講義を行うことを前提に、予め指定されたテーマに沿って講義資料を作成し発表するなど、教育指導者としてのより実践的な演習も行いました。

このほか、加圧排煙機を利用した消防戦術（PPV〈Positive Pressure Ventilation〉：火災で発生する熱気・濃煙を排出することにより、消防隊員の活動環境の改善、要救助者の早期発見、水損の軽減を目的としたもの。）の実習も行いました。

学生からは、「指揮訓練を通して指揮隊の必要性を強く感じ、活動要領の修得ができた。」「これからの警防業務に必要となる能力の向上が図れた。」との声が多く寄せられました。

この研修を通して修得した知識、技術、情報及び全国的なネットワークを基に、各消防機関の幹部としての更なる活躍を期待します。



3人体制による現場指揮訓練



東京消防庁の部隊を実際に運用しての大隊訓練

危機管理・防災教育科 国民保護コース(第8回)

「危機管理・防災教育科 国民保護コース(第8回)」は、7月26日から7月30日まで実施しました。本コース

は、地方公共団体において国民保護行政の実務担当者が、国民保護制度の下での関係機関の活動を理解するととも

に、事案発生時には、各地域・団体において、迅速・的確な初動対応がとれるような人材育成を目的としています。

カリキュラムは、消防庁国民保護・防災部の幹部職員による国民保護法制についての講義、著名な専門家による「NBCR対策」や「危機管理」に関する講義に加え、図上訓練、課題ごとに班編成を行っての課題研究討議及び発表を取り入れるなど、内容の充実を図りました。

今回の研修を受講して、学生からは「講義や課題研究

の内容が幅広く、国民保護を担当する者としてとても有意義だった。」「他の都道府県、市町村、消防本部の方との意見交換ができ良かった。」「全国の共通の悩みを持つ方々と知り合うことが出来た。」等の意見が多く寄せられました。

今後、消防大学校で習得した幅広い知識を発揮し、地域の安心・安全の確保に向けた更なる活躍が期待されます。



課題研究・討議の様子



課題研究・発表の様子

消防大学校成績優秀者 (学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
警防科(第87期) 6月8日～7月29日 60名	中村 圭児	釧路市消防本部(北海道)
	柳川 光充	埼玉県消防学校(埼玉県)
	袴田 信一	東京消防庁(東京都)
	加藤 智之	愛知県消防学校(愛知県)
	池田 信勝	東海市消防本部(愛知県)
	山本 隆之	広島市消防局(広島県)
火災調査科(第19期) 6月1日～7月22日 48名	渡会 俊幸	さいたま市消防局(埼玉県)
	戸塚 篤義	掛川市消防本部(静岡県)
	井手 玉記	今治市消防本部(愛媛県)
	大和 士朗	大牟田市消防本部(福岡県)
	河野健太郎	島原地域広域市町村圏組合消防本部(長崎県)

平成22年秋季全国火災予防運動

予防課

消防庁では、『消したかな』あなたを守る 合い言葉』を平成22年度全国統一防火標語とし、平22年11月9日から15日までの7日間にわたり、平成22年秋季全国火災予防運動を実施します。



平成22年秋季全国火災予防運動広報ポスター

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者及び財産の損失を防ぐことを目的として、毎年「119番の日」である11月9日から1週間の日程で実施されています。この期間に各地で住宅防火診断、防火講演会、防災訓練など様々な行事やイベントの開催を予定していますので、積極的に参加し、防火に対する正しい知識・技能の習得に努めて下さい。

火災予防運動の実施に当たっては、住宅用火災警報器の設置が全国で義務化される平成23年6月に向けた「当

面の重点実施項目」や住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を活用し、積極的な広報を行うこととしています。

そして、この運動を機に地域住民に対し、日頃忘れがちな火災に対する警戒心の喚起を行い、一人ひとりに防火の重要性を自覚させ、日常生活での防火の実践を働きかけましょう。

住宅用火災警報器の普及に向けた「当面の重点実施項目」

1. 普及率調査の結果を踏まえた重点的取組
2. 共同購入等の先進的ノウハウの普及
3. 住宅防火に係る総合的な啓発と併せた普及促進
4. 住宅用火災警報器の効果・奏功事例を活用した広報活動
5. 高齢者世帯など設置困難世帯への対応強化

～住宅防火 いのちを守る 7つのポイント～

— 3つの習慣・4つの対策 —

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防火品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

婦人(女性)防火クラブ活動への理解と参加の呼びかけ

防災課

婦人(女性)防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的として、地域において活動している組織です。平成21年4月1日現在、全国各地で1万1,196団体、約178万人のクラブ員のみなさんが活動しています。

婦人(女性)防火クラブの活動

婦人(女性)防火クラブは、家庭や地域での火災予防を推進するため、地域住民や児童・生徒などに対して火災予防に関する知識の普及啓発に努めており、消火器取扱訓練などの実演を通して火災予防のための技術向上に貢献しているほか、紙芝居・人形劇など、子どもたちに興味を持ってもらえるよう工夫を凝らした啓発活動を進めているクラブもあります。また、平成23年6月から全住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられることを受けて、警報器設置の効果、設置・維持管理の方法などをわかりやすく説明し、設置に関する手助けを行うなど、積極的な設置促進活動を実施しています。

さらに、婦人(女性)防火クラブの活動の範囲は防火にとどまらず、地震時の家具転倒防止に関する知識の普及啓発、応急救護訓練の実施、災害時における炊き出しなどの後方支援活動などが実施されており、家庭や地域の防災力向上に大きく貢献しています。

また、災害発生時の避難などの際に支援が必要となる災害時要援護者に配慮した地域づくりの一環として、災害時要援護者宅への日常の家庭訪問による安否確認、家庭の防災点検等が実施されています。災害時の避難誘導の実施(そのための日頃からの訓練)なども含めて、婦人

(女性)防火クラブの皆さんの知識やネットワークを生かした災害時要援護者支援の重要性はますます増しているといえます。

連携によるメリット

婦人(女性)防火クラブ活動は、他のクラブ・組織との連携や情報交換により一層の活動の充実が期待できます。現在、42道府県で婦人(女性)防火クラブの連絡協議会が設立されており、クラブ間の意見交換や情報交流が行われています。また、同様に地域防災を担う消防団や地区の自主防災組織、社会福祉団体やボランティア団体などの地域の関係機関との連携も重要です。合同での防災訓練や意見交換の場を持つことで、災害時にもスムーズな情報のやり取りや役割分担が期待できるなど、地域防災力向上に大きく貢献すると考えられます。

活動の活性化に向けて

婦人(女性)防火クラブは地域の防火・防災を担う重要な役割を担っていますが、クラブ員は近年減少傾向にあり、その活性化が求められています。大規模災害時には様々な混乱が生じることが予想されますが、そのような状況の中で主婦等の女性の方々の災害対応活動が非常に大きな力になることは間違いのないでしょう。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という信念と連帯意識の下に、火災や災害に強い安心安全なまちづくりのために、より多くの方々に防火・防災の重要性を認識していただき、婦人(女性)防火クラブ活動に積極的に参加していただきたいと考えています。



住宅用火災警報器の普及促進のため、高齢者宅を訪問(うるま市女性防火クラブ)
(写真提供: 沖縄県 うるま市消防本部)



炊き出し訓練(うるま市女性防火クラブ)
(写真提供: 沖縄県 うるま市消防本部)



正しい119番緊急通報要領の呼びかけ〔11月9日は「119番の日」〕 ～迅速・確実な消防活動のために～

防災情報室

国民の生命財産を守る消防活動の迅速さ、確実性を確保するためには、住民からの的確な119番通報が不可欠です。

119番通報時の留意点について、まとめましたのでご活用ください。

How to 119番通報

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動を始めるために119番通報は、重要なものです。

119番通報の受信は、管轄する消防本部の指令室等で行っています。年間の119番着信件数は、全国で約800万件(平成21年中)にのぼっており、その内訳をみますと、救急・救助に関する通報件数が全体の約6割を占めています。

あなたも通報する場面に遭遇するかもしれません。119番通報にあたってご留意いただきたい点は次のとおりです。

① 一般的な留意事項

119番通報の際、消防本部等の指令員から「**火事ですか？救急ですか？**」と聞かれます。通報内容に応じて、さらに次のような情報をお尋ねしますので、落ち着いて対応をお願いします。

火災の場合

- ・住所(近くの目標物・ビル等の場合、何階か?)
- ・何が燃えているか?
- ・逃げ遅れはないか?
- ・通報者の氏名・電話番号

救急の場合

- ・住所(近くの目標物・ビル等の場合、何階か?)
- ・誰がどうしたのか?
- ・通報者の氏名・電話番号

事故の場合

- ・住所(近くの目標物等)
- ・どういう事故か?
- ・怪我人(閉じこめられている人)はいるか?
- ・通報者の氏名・電話番号

緊急通報の際、通報内容から傷病者の生命がおびやかされていると思われる場合、傷病者への気道確保、胸骨圧迫(心臓マッサージ)などの応急手当をお願いすることがあります。また、傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院などについては、適切な病院搬送につながる情報を、消防本部からお尋ねする場合がありますので、ご協力をお願いします。

② 携帯電話からの通報にかかる注意点

近年の携帯電話の普及に伴い、携帯電話による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は3割近くとなっています。携帯電話からの119番通報については、発信者が周辺の地理に不案内な場合も多い等の課題がありましたが、平成19年4月から、携帯電話等からの119番通報時に発信場所の位置情報が各消防本部に通知される共通のシステムの運用が始まりました。平成22年4月1日現在、347消防本部においてこのシステムが導入されており、迅速かつ効果的な指令業務に役立っています。

通報者の位置情報が消防本部に通知される場合が増加してきましたが、次の点にご留意ください。

- ・通報場所の住所の確認をお願いします。もし、分からない場合は、近くの人に聞く、道路の看板、電柱等で確認するなどの手段があります。
- ・確認のため消防本部から折り返し電話をかけることがありますので、携帯電話又はPHSの電源は入れたままをお願いします。

③ IP電話からの通報にかかる注意点

加入者番号が「050」から始まる電話番号は、119番通報できるものとできないものがありますので、自宅のIP電話が緊急通報に対応しているか、契約しているIP電話事業者を確認してください。対応していない場合は、携帯電話から119番通報するか、あるいは最寄りの消防署の電話番号を控えておけば、いざという時に慌てずに済みます。

119番通報の訓練をしよう～通報訓練～

火災や救急の必要な場面に遭遇したときには、落ち着いて119番通報することが大切ですが、一生に一度あるか、ないかの緊急事態に直面し、冷静に必要な情報を伝えるのは難しいことです。このため、消防本部では地域の消防訓練などと合わせて、119番の通報訓練を付けています。

これは、事前に通報訓練を行うことを連絡した上で、実際に119番通報を体験できるものです。通報訓練を体験しておけば、実際の通報時には、大変有効と考えられますので、ご希望の場合にはお近くの消防署へご相談ください。



全国消防操法大会の開催

防災課

消防団の技術向上と士気の高揚を図るとともに、消防活動の進歩充実に寄与することを目的として、全国消防操法大会を愛知県蒲郡市で開催します。

本大会は、各都道府県代表の消防団員が、迅速、確実かつ安全に行動するために定められた消防用機械器具の取扱い及び操作の基本について、その技術を競うもので、ポンプ車の部23隊、小型ポンプの部23隊が参加します。

1. 開催日時及び場所

日 時：平成22年11月12日(金) 9時00分～16時30分
場 所：蒲郡ポートレース場
(愛知県蒲郡市竹谷町太田新田1-1)

2. 内 容

- (1) 開会式
- (2) 操法開始 (10:00)
- (3) 休 憩 (12:00～12:30)
- (4) 操法終了 (15:20)
- (5) 訓練展示 (15:25)
- (6) 表彰式 (16:00)
- (7) 閉会式 (16:20)

3. 参加人員 約5,000名

4. 操法競技

本大会で実施される消防ポンプ操法は2種目。消防ポンプ自動車を使用する「ポンプ車操法」と、持ち運び可能な小型動力ポンプを使用する「小型ポンプ操法」です。

消防ポンプ自動車等からホースをつなげてのばし、放水し火点(標的)を倒すまでの「士気、規律」「迅速な行動、動作、チームワーク」「確実な操作」等を競います。

5. 訓練展示

消防団の幅広い活動に理解を深めてもらうた



小型ポンプ操法

め、救助資機材搭載型の車両を活用し、震災時を想定した訓練を実施します。

(1) 訓練出場団

豊橋市消防団(5名)、安城市消防団(5名)
蒲郡市消防団(5名)、北名古屋市消防団(5名)

(2) 訓練内容

東海地方で震度6強の地震が発生したとの想定により、家屋の倒壊現場や車両事故現場において出場4消防団が救助資機材搭載型の車両及び救助資機材等を活用し、避難誘導、救助活動、消火活動等を行います。

6. 主催及び協力

主 催：総務省消防庁、財団法人日本消防協会
協 力：愛知県、蒲郡市、愛知県消防協会
愛知県消防長会

7. 出場消防団

ポンプ車の部

都道府県	消防団名
北海道	旭川市消防団
秋田県	大潟村消防団
山形県	三川町消防団
茨城県	常総市石下消防団
栃木県	上三川町消防団
埼玉県	秩父市消防団
神奈川県	湯河原町消防団
富山県	富山市消防団
福井県	福井市消防団
長野県	富士見町消防団
静岡県	富士市消防団
愛知県	豊明市消防団
三重県	いなべ市消防団
大阪府	豊中市消防団
和歌山県	日高川町消防団
鳥取県	江府町消防団
徳島県	阿南市消防団
香川県	丸亀市消防団
高知県	いの町消防団
福岡県	須恵町消防団
長崎県	壱岐市消防団
熊本県	荒尾市消防団
沖縄県	名護市消防団

小型ポンプの部

都道府県	消防団名
青森県	十和田市消防団
岩手県	葛巻町消防団
宮城県	石巻市雄勝消防団
福島県	南会津町消防団
群馬県	中之条町消防団
千葉県	印西市消防団
東京都	大森消防団
新潟県	新潟市消防団
石川県	野々市町消防団
山梨県	南アルプス市消防団
岐阜県	揖斐川町消防団
愛知県	大口町消防団
滋賀県	長浜市高月消防団
京都府	宮津市消防団
兵庫県	福崎町消防団
奈良県	奈良市消防団
島根県	江津市消防団
岡山県	和気町消防団
広島県	福山市消防団
山口県	山口市消防団
愛媛県	伊方町消防団
佐賀県	玄海町消防団
大分県	竹田市消防団

宮崎県・鹿児島県については、口蹄疫発生に伴う諸事情により出場辞退。

第58回全国消防技術者会議の開催

消防大学校消防研究センター

消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を公開の場で発表すると同時に、参加される消防関係技術者の方々と討論を行う「第58回全国消防技術者会議」を下記のとおり開催します。

1. 開催日時

平成22年10月21日(木)～22日(金)の2日間

2. 場所

ニッショーホール (日本消防会館)
住 所：東京都港区虎ノ門2-9-16
電 話：03(3503)1486

3. 内容

(1) 10月21日(木)

【午前の部】

○特別講演

「地震と防災：過去を知り明日に備える」
株式会社小堀鐸二研究所副所長 武村 雅之氏

○展示発表1 (昼休み時間に実施)

- ・P D C A サイクル理論に基づいたトリアージタッグの改訂
- ・皮手袋の改良について
- ・放水反動力の低減を図ったガンタイプノズルについて (低反動力型ガンタイプノズル)
- ・電源供給装置による救急自動車の室温効果ガス(CO₂)削減について
- ・給油取扱所における荷卸し時の安全対策について
- ・高層建築物に設置する消火設備配管等の設置基準に関する研究(消防防災科学技術研究推進制度平成21年度終了研究課題)

【午後の部】

○研究発表・セッション1 (原因調査)

- ・塗料を拭き取ったウエスからの自然発火
- ・高圧反応装置の爆発火災事例について
- ・ファーストフード店のガスグリルから出火した火災
- ・大手コンビニエンスストアチェーンに設置された情報端末装置から出火した火災
- ・公園の複合遊具から出火し、建物12棟が焼失した火災
- ・腐食による伸縮性継手からの原油漏洩 (消防研究センター)

○研究発表・セッション2 (安全対策1)

- ・消防隊員の疲労度判定方法の検討について

- ・消防活動における効果的な暑熱順化の方策に関する検証
- ・無炎焼時における一酸化炭素の拡散に関する研究について
- ・ナノテク防火服の開発報告ー将来の消防用防火装備を見据えてー (消防研究センター)

○研究発表・セッション3 (安全対策2)

- ・援護放水による消防隊員の安全性に関する検証
- ・残火処理活動現場等に存在する粉塵等の検証と防護方策
- ・ショアリング技術の向上に向けて (消防研究センター)

(2) 10月22日(金)

【午前の部】

- 平成22年度消防防災機器の開発等、消防防災科学論文及び原因調査事例に関する消防庁長官表彰式

○研究発表・セッション4 (消防庁長官表彰受賞作品 (原因調査事例))

○展示発表2 (昼休み時間に実施)表彰受賞作品(消防防災機器の開発等)

【午後の部】

○研究発表・セッション5 (消防庁長官表彰受賞作品 (消防防災科学論文))

○研究発表・セッション6 (消防防災科学技術研究推進制度平成21年度終了研究課題)

- ・自律分散協調型避難誘導システムの開発
- ・大容量放射砲のシミュレーションシステム技術の構築
- ・蛍光ナノ粒子を用いた放射線センシング機能を有する軽量耐熱服の研究開発

聴講の申込み及びお問い合わせについては、以下までお願いいたします。

○聴講申込み・問い合わせ先

消防大学校消防研究センター 研究企画室
住 所：東京都調布市深大寺東町4-35-3
電 話：0422(44)8331(代)
E-mail：58_gijutsusha@fri.go.jp
H P：http://www.fri.go.jp

8月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第341号	平成22年 8月 4日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の普及率の推計結果（平成22年 6月時点）について
消防予第346号	平成22年 8月 4日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	第4回住宅用火災警報器設置推進会議を受けた設置推進の取組について
消防危第177号	平成22年 8月 17日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について
消防情第158号	平成22年 8月 20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	平成22年（1月～3月）における火災の概要（概数）について
消防予第367号	平成22年 8月 26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について（通知）
消防予第368号	平成22年 8月 26日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布等について（通知）
消防予第369号	平成22年 8月 26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件等の公布について（通知）
消防予第370号	平成22年 8月 26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について

消防庁人事

平成22年 8月20日付

氏名	新	旧
和田 雅 晴	出向（総務省自治税務局固定資産税課審査訴訟専門官 併任 自治税務局固定資産税課資産評価室課長補佐へ）	消防・救急課救急企画室課長補佐

平成22年 8月26日付

氏名	新	旧
滝川 聡 史	消防・救急課救急企画室課長補佐	総務省政治資金適正化委員会事務局参事官補佐

平成22年 9月1日付

氏名	新	旧
桑名 真 也	出向（総務省自治財政局財務調査課へ）併任解除	予防課危険物保安室 併任 予防課特殊災害室
加藤 恵 美	予防課危険物保安室 併任 予防課特殊災害室	総務省大臣官房秘書課

広報テーマ

10 月		11 月	
①ガス機器による火災及びガス事故の防止	予防課	①秋季全国火災予防運動	予防課
②火山災害に対する備え	防災課	②婦人(女性)防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ	防災課
③消防の国際協力に対する理解の推進	参事官	③正しい119番通報要領の呼びかけ	防災情報室
④地震に対する日常の備え	防災課	《11月9日は「119番の日」》	